

## 医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

当院では、令和5年1月22日から、初診料にかかる「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を算定しています。

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」は、保険医療機関において、初診時に患者さんの薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して、質の高い医療を提供する体制について評価するものです。

初診時のお申し込みには、正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証（マイナンバーカード）によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願い致します。



当院はオンライン資格確認について、以下の体制の整備を行っています。

- ◎ オンライン資格確認を行う体制
- ◎ 薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用

### 初診料・再診料における自己負担額

医療情報・システム基盤整備体制充実加算は、受付方法により加算される点数が異なります。

初診時	マイナンバーカードを利用する場合	2点
	マイナンバーカードを利用しない場合	6点
再診時	マイナンバーカードを利用する場合	0点
	マイナンバーカードを利用しない場合	2点